

発議第2号

飛騨市議会委員会条例の一部を改正する条例について

飛騨市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月17日提出

飛騨市議会 議会運営委員会
委員長 上ヶ吹 豊孝

提案理由

市内部組織の見直しによる常任委員会所管区分の変更に伴う改正

飛驒市議会委員会条例の一部を改正する条例

飛驒市議会委員会条例（平成16年飛驒市条例第247号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中サをシとし、イからコまでをウからサとし、同号アの次にイとして次のように加える。

イ 建築管財部の所管に関する事項

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

飛騨市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は少なくとも一つの常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 7人</p> <p>ア 総務部の所管に関する事項</p> <hr/> <p>イ 企画部の所管に関する事項</p> <p>ウ 市民福祉部の所管に関する事項</p> <p>エ 病院事務局の所管に関する事項</p> <p>オ 会計事務局の所管に関する事項</p> <p>カ 教育委員会の所管に関する事項</p> <p>キ 消防本部の所管に関する事項</p> <p>ク 選挙管理委員会の所管に関する事項</p> <p>ケ 監査委員の所管に関する事項</p> <p>コ 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項</p> <p>サ 他の委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 産業常任委員会 7人</p> <p>ア 環境水道部の所管に関する事項</p> <p>イ 農林部の所管に関する事項</p> <p>ウ 商工観光部の所管に関する事項</p> <p>エ 基盤整備部の所管に関する事項</p> <p>オ 農業委員会の所管に関する事項</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略 (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は少なくとも一つの常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 7人</p> <p>ア 総務部の所管に関する事項</p> <p><u>イ 建築管財部の所管に関する事項</u></p> <p>ウ 企画部の所管に関する事項</p> <p>エ 市民福祉部の所管に関する事項</p> <p>オ 病院事務局の所管に関する事項</p> <p>カ 会計事務局の所管に関する事項</p> <p>キ 教育委員会の所管に関する事項</p> <p>ク 消防本部の所管に関する事項</p> <p>ケ 選挙管理委員会の所管に関する事項</p> <p>コ 監査委員の所管に関する事項</p> <p><u>サ 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項</u></p> <p><u>シ 他の委員会の所管に属しない事項</u></p> <p>(2) 産業常任委員会 7人</p> <p>ア 環境水道部の所管に関する事項</p> <p>イ 農林部の所管に関する事項</p> <p>ウ 商工観光部の所管に関する事項</p> <p>エ 基盤整備部の所管に関する事項</p> <p>オ 農業委員会の所管に関する事項</p> <p>以下 略</p>

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市議会委員会条例の一部を改正する条例
担当部	議会事務局
提案理由	市内部組織の見直しによる常任委員会所管区分の変更に伴う改正
制定改廃の根拠等	令和8年3月17日に、議案第11号 飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例について が可決されたことに伴い、所要の改正を行うもの。
条例の概要	<p>【改正の趣旨】</p> <p>飛騨市内部組織設置条例の一部改正により建築管財部が新設されたことから、飛騨市議会委員会条例に、建築管財部を追加するもの。</p> <p>【改正の内容】</p> <p>第2条第2項第1号（総務常任委員会の所管）に、建築管財部を追加する。</p>
市民への影響等	特になし
施行日	令和8年4月1日
備考	